

## 第1章 計画の策定に当たって

---

### 1. 策定の趣旨

川崎町では、教育行政の基本目標及び基本理念である川崎町教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた各種施策・事業を展開し、本町教育の振興を図ってきました。

しかしながら、出生数の減少と高齢化などの影響により、社会経済が大きく変化しており、社会基盤・生活基盤をも揺るがす危機的状況を生み出しつつあります。社会が大きく変化する中で、これまで以上に今後の社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性が求められ、教育に対する期待と要請がますます高まってきています。

町民が願う町づくり、未来の社会を担う人づくりは、町民一人一人が生涯にわたり充実した人生を送るための生涯学習社会の形成に資するとともに、本町の調和ある進展を拓くものであります。

その実現のために、町民及び本町にかかわるすべての人々の協働のもとに、本町の教育を総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

### 2. 計画の位置付け

(1) 本計画は、本町教育が目指す「生きる力」と「深い郷土愛」を培う教育の実現に向けた具体的な施策を示す計画とします。

(2) 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が策定する計画とします。

### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10年間の計画とします。なお、必要に応じて、社会情勢等の状況に合わせた計画の見直しを5年後に行います。

## 第2章 本町教育の現状

---

### 1. 本町教育を取り巻く社会の状況

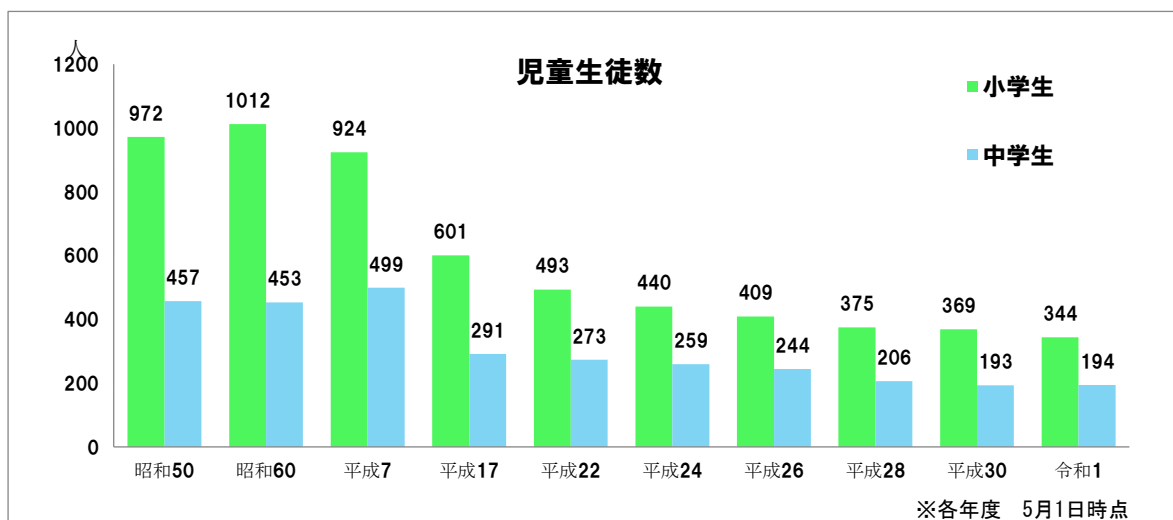
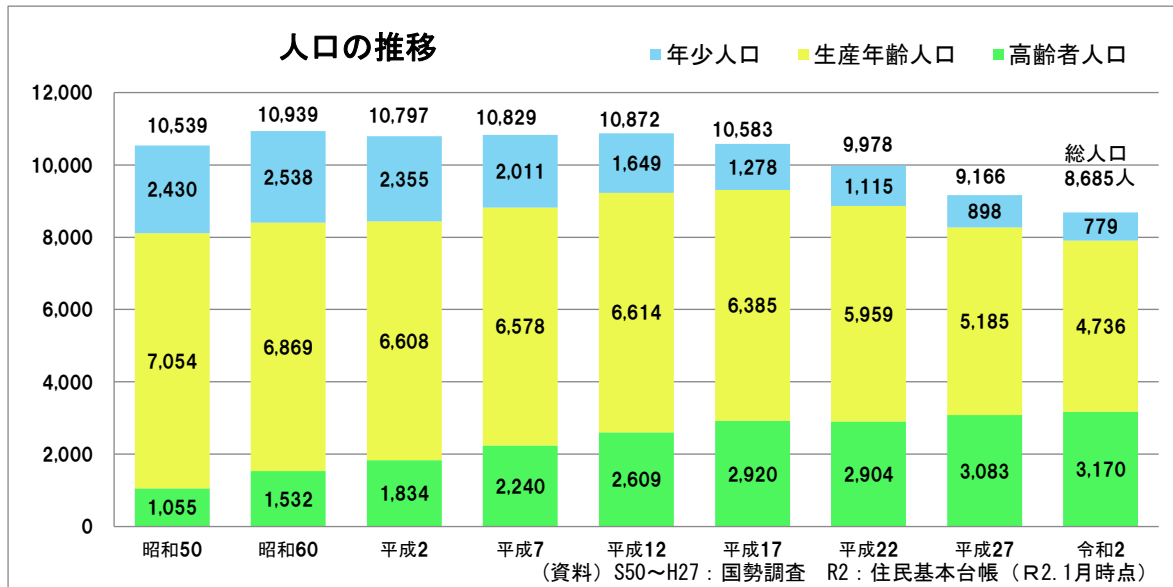
#### (1) 人口の減少

近年の少子化により人口減少が進み、今後も自然動態による人口の減少が一層進むものと考えられます。

本町の人口は、昭和60年の10,939人をピークに減少傾向にありましたが、平成7年から増加に転じ推移してきました。しかし、平成17年度から再び減少しており、令和2年1月現在で8,685人となりました。年齢別人口構成割合では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加となっています。また、令和元年5月現在の児童生徒数は、小学生344人、中学生194人となっており、5年前と比較すると、

小学生は65人（約15.9%）、中学生は50人（約20.5%）の減となっています。

児童生徒数の減少による教育への影響は大きく、小学校区の再編や学校規模の縮小など、学校行事や部活動の制限、幅広い交友関係を経験することの難しさ、豊かな人間性を育むことに一層の工夫が必要となっています。



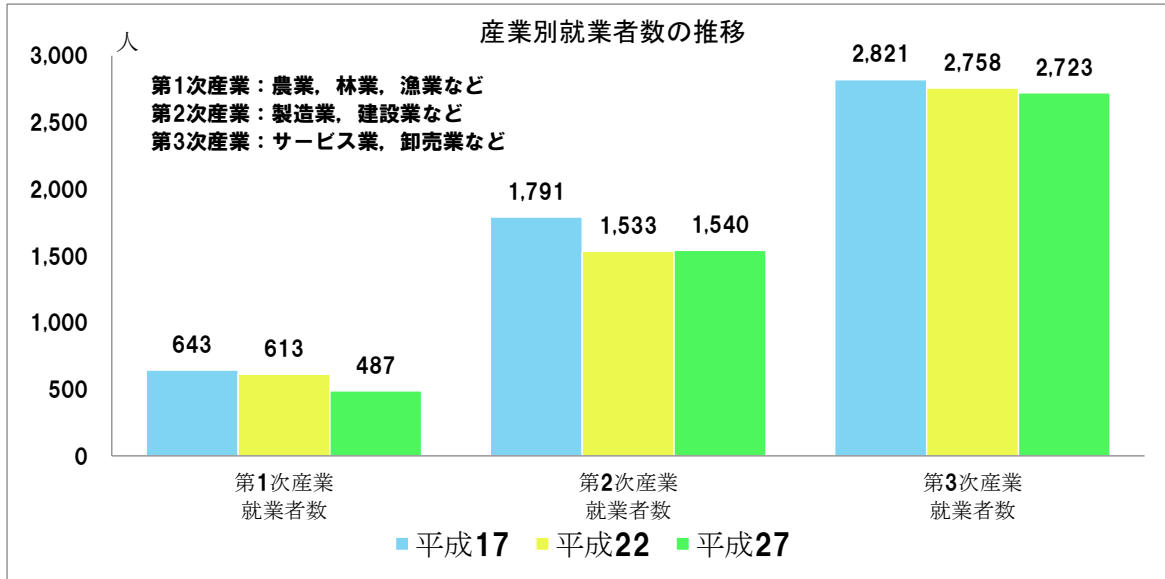
## (2) 家族形態の変化

本町においても三世代家族の減少、共働き世帯の増加、働き方の多様化などが話題となる中で、心や時間のゆとりをもって子育てや躰を行い、子どもと関わることに一層心を砕いていかなければならない時代となっています。また、多忙化の中で、これまで築いてきた地域のつながりを保ち、子どもたちの成長にともに関わっていくことの難しさも指摘されています。

こうした状況の中で、学校・家庭・地域・行政があらためて一層の連携を図りながら、社会全体で子供を見守り育てていくことが求められています

### (3) 労働環境の状況

産業別就業者数においては、依然として第3次産業就業者数が全体の57.3%を占め、また、その比率も数ポイントずつ上がってきています。



	労働力人口		完全失業者数		就業者数		第1次産業就業者数		第2次産業就業者数		第3次産業就業者数		分類できない就業者数	
	人数(人)	人数(人)	失業率(%)	人数(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
平成17年	5,638	379	6.7%	5,259	643	12.2%	1,791	34.1%	2,821	53.6%	4	0.1%		
平成22年	5,265	339	6.4%	4,926	613	12.4%	1,533	31.1%	2,758	56.0%	22	0.4%		
平成27年	4,988	233	4.7%	4,755	487	10.2%	1,540	32.4%	2,723	57.3%	5	0.1%		

資料：国勢調査

※労働力人口とは…就業者と完全失業者を合わせた人

※完全失業者とは…調査期間中、収入を伴う仕事をしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

### (4) グローバル化の進展

経済活動のグローバル化の進展により、国際競争が激しさを増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が深まっています。

こうした社会経済のグローバル化の中で、異文化を理解し共生しようとする態度の育成と自らが住む地域の伝統・文化の理解を深めることが重要となっており、国際的視野に立ち、世界に通用する人材の育成が求められています。

#### (5) 環境問題の深刻化

かつてもはやされた大量消費・大量生産による経済活動は、便利で快適な生活スタイルをもたらした一方、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の深刻化を招き、その解決に苦慮する状況が続いています。このため、環境問題の解決に向け、リサイクルによる循環型社会の構築や省エネルギーによる二酸化炭素排出の削減を目指した取組を推進することが急務となっています。

子供たちが、環境問題について正しい知識と理解を深め、環境の保全に役立つようとする意識をもった人材の育成が必要となっています。

#### (6) ICT（情報通信技術）の進展

インターネットやスマートフォンなど急速に進む情報通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活を大きく変化させています。

知識・情報の重要性が増す中で、必要な情報を識別・活用する能力を身に付け、今後も適切に高度情報化されていく時代変化に対応できる人材の育成が求められています。さらに、利便性・有用性の一方で、情報の氾濫、個人情報流出、インターネットを悪用した犯罪など、新たな問題も生じており、情報モラル教育が重要となっています。

#### (7) 分権型社会の進展と厳しい財政状況

分権型社会への移行に伴い、地方公共団体自らが主体的に地域の在り方を考え、行動することが求められる中、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、施策を展開していく体制づくりが求められています。

教育行政においても、学校や教員のみならず、地域社会・企業・NPO法人など地域に存在する教育資源を十分に生かしながら、時代を支える人づくりに取り組んでいくことが重要となっています。

#### (8) 国や県の教育行政の動向

国においては、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が策定されており、また、宮城県においては、平成29年3月に策定された「第2次宮城県教育振興基本計画」に基づき、東日本大震災からの復興、未来を担う人づくりを推進するため様々な施策を進めています。

本町においては、国や県の教育改革の動向を踏まえながら、教育施策を進めていく必要があります。

## 2. 本町教育の課題等

本町教育行政に関しては、基本目標及び基本理念である川崎町教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた各種施策・事業を展開し、本町教育の振興を図ってきました。

しかしながら、社会情勢や子供たちを取り巻く環境などが目まぐるしく変化している中、現状において以下のような課題が見られます。

### (1) 子どもたちの状況

#### ① 学力について

全国的な学力調査や標準的な学力検査の結果を基に、児童生徒の実態と指導の在り方を適切に分析し、指導の改善を図りながら基礎的・基本的学習内容の確実な定着と学習意欲の向上に努めなければならない。

#### ② 道徳・社会規範等について

子どもたちが直に向き合い言葉を交わし、互いの存在を認めていく社会体験や自然体験活動の不足などにより、コミュニケーション能力や規範意識、思いやりの心が育ちにくくなっていると言われています。

自然体験活動や職場体験活動、ボランティア活動、読書活動、道徳教育の充実等により、コミュニケーション能力や規範意識、思いやりの心を育てていくことが必要となっています。

#### ③ 体力・運動能力について

外で遊ぶことが少なくなっていることや、自家用車等による登下校時の車の送迎が多くなっていることなどもあり、子どもたちの体力の低下が指摘されています。

体育の授業のみならず、朝の時間や休み時間、放課後を利用してマラソンを取り入れるなど、運動することの楽しさや喜びを感じながらの体力づくり、「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底、食や健康に関する教育の充実など望ましい生活習慣のさらなる定着を図る必要があります。

#### ④ いじめ、不登校について

いじめや問題行動の早期発見・早期対応のためには、日ごろから児童生徒及び保護者に対する目配りや気配りをしながらきめ細かな支援が必要であり、学校・家庭・関係機関の連携が重要です。本町では、不登校児童生徒の支援として、令和元年7月に「かわさき子どもの心のケアハウス」を開設し、学校に行くことが難しい児童生徒の居場所づくりに努めています。早期に学校へ復帰し、規則正しい生活習慣の確立とともに他者とのコミュニケーションが図れるよう、心や学習、生活面のサポートの支援体制が求められています。

## ⑤特別支援教育について

本町では令和元年度は5校に特別支援学級が設置されています。障害の重度化や重複化，多様化だけではなく，学習障害（LD），注意欠陥多動性障害（ADHD），高機能自閉症など通常の学級に在籍する児童生徒への対応が求められています。そこで，適切に特性を見極めて情報を共有し，関係機関とのさらなる連携を図り，一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の在り方を検討し，支援体制を強化していくことが一層必要となっています。

## （2）教育環境の状況

### ①教職員について

学校や幼稚園の教員は，学校教育・幼児教育において最も重要な役割を担っており，子どもの成長や将来の生き方に少なからず影響を与えます。このことから，教員や保育士等の資質向上に向けた各種研修の充実や職場内の活性化を図る職員評価を適切に実施していく必要があります。

また，子供を取り巻く社会環境や家庭環境が変化する中で，児童生徒及び園児の変化，保護者や地域からの要望・期待の増大などから，現場における教員の業務が多岐にわたり，業務量も増えている状況にあります。こうした状況から，業務内容のさらなる精選や職員体制の見直し，教員の健康管理も課題となっています。

### ②学校運営について

学校運営の改善と教育水準の向上を図るため，教育活動についての点検・評価を実施しています。

今後も，教育活動の様子を様々な形で家庭や地域に発信し学校評価をより充実させるために，保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら，連携・協力による学校づくり，学校運営が求められています。

## （3）家庭の教育環境の状況

家庭における保護者の子どもへのかかわりは教育の原点であり，子供の生活習慣を身に付ける土台となります。少子化・核家族化・共働き家庭の増加により，家庭の環境が大きく変化しており，子育てに不安や戸惑いを感じる親が増加しています。

こうした現状を踏まえ，子育て中の保護者への支援を充実させることがより必要となっています。

## （4）地域の教育環境の状況

地域全体で子供が育てられる中で，子どもたちは生きるうえでの多くの大切なことをごく自然に身に付けてきました。地域社会は，学校教育や家

庭教育とともに社会性や基本的な社会のルール，豊かな感性を育てる大きな力をもっています。しかし，核家族化，人間関係の希薄化等により，地域で子どもを見守り育てるという意識が薄れ，地域の教育力が十分機能しているとはいえない状況も見られます。

そこで，学校・家庭・地域・行政が一体となって，子どもたちを見守り育てる仕組みの再構築が必要となっています。また，地区子ども会育成会などの各種団体と一層連携した子育てへの取組が必要となっています。

## (5) 生涯学習・文化芸術・スポーツの状況

### ①生涯学習・文化芸術について

大きく変化していく社会の中で，町民一人一人が，生涯を通じて充実した生活を送り，自己実現を図っていくためには，学校教育だけでなく，「いつでも，だれでも，どこでも」学び，文化芸術活動を楽しむ環境づくりが重要となっています。

社会教育施設は，生涯学習の拠点であり，幅広いニーズに応じた学習や音楽・映画・伝統芸能など多種多様な文化芸術に触れる機会を提供するなど，学習活動を充実させるとともに，そこから地域の教育力を向上させる役割が求められています。

### ②スポーツについて

超高齢化社会の到来により，特に高齢者を対象とした軽スポーツに対する意識が高まっており，スポーツを通じた健康・体力づくりはもちろん，世代間の交流や地域の交流が期待されています。誰もが気軽にスポーツを楽しむための施設整備や機会の充実が必要となっています。また，スポーツは夢や希望，感動を与える重要な役割をもっており，各スポーツ団体への支援の充実も必要となっています。

### 第3章 本町教育の目指す姿

#### 1. 目指す姿

「学校」，「家庭」，「地域」，「行政」が子育てにおけるそれぞれの役割・責務を再認識し，子供にかかわるすべての人が一体となって，次のような姿の実現を目指します。

### 「生きる力」と「深い郷土愛」を培う教育の実現

#### 2. 計画の目標

本町教育が10年後に目指す姿の実現に向け，次の4つを本計画の具体的目標として取り組んでいきます。

#### (1) 夢の実現に向け，確かな学力を身に付け，社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成

これからの社会は，価値観の多様化，国際化や高度情報化の進展，人口減少化や少子高齢化など，これまで以上の速さで，大きく変化することが予想されます。

そのような変化に主体的に対応し，たくましく生きていけるようにするためには，夢を掲げ，その実現に向けて努力できる強い意志をもった人間の育成に努めるとともに，夢の実現の基盤となる「確かな学力」を身に付けさせることが必要となります。

本町では，校長会・教頭会・教務主任者会・教科等研修会等での各学校の校長・教頭・教務主任・研究主任等の研修や校内研修，学校間交流事業等を実施し，教員の資質の向上を図ります。また，家庭・地域と連携し，生活習慣・学習習慣・読書習慣の定着を図り，「確かな学力」の向上に努めます。

#### (2) 社会の一員として，規範意識や生命を尊重し，思いやりの心に富んだ人間の育成

人間は，社会を構成する一員として，自己を律する規範意識をもち，互いに尊重し，支え合い，助け合いながら生きていく必要があります。

規範意識は，具体的な社会的貢献や人とのかわりを通して醸成されます。家庭における教育を土台とし，学校教育におけるあらゆる教育活動の中で培われるものであり，学校生活の具体的な場面で児童生徒がルールや法の重要性，それを守ることの大切さを自覚し，遵守することによってはぐくまれます。



本町では、学校教育において、道徳教育の充実のために教材を整備し、体験的な活動や行事などを通して、自他の生命を尊重し、他人を思いやる人間の育成に努めます。

### (3) 学校・家庭・地域・行政の連携強化を図り、地域全体で子供を温かく見守り育てる環境づくり

現代社会では、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供たちの健やかな成長を見守り、はぐくんでいくための環境づくりが必要となっています。

本町においては、従来より、家庭や地域から学校への協力や支援が幅広く行われてきています。しかしながら、人口減少化や少子高齢化、核家族化、共働き世帯の増加等に起因する家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化により、学校への協力や支援に対する意識の低下が懸念されます。

このような現状を踏まえ、学校・家庭・地域の連携に行政も積極的に関与し、地域ボランティアによる学校への支援を「かわさきっ子応援団（学校支援ボランティア）事業」の取組により、体系的・組織的にまとめ、連携の強化を図ります。

### (4) 生涯にわたる「町民ひとり1学習・1スポーツ・1文化活動」を通し、充実した人生を送るための地域社会づくり

日本の平均寿命は、世界のトップレベルにあり、さらに伸び続けています。このような超高齢化社会の中で、健康で生きがいのある生活を送るために、生涯を通して多様な学習・社会活動の機会が求められています。

本町では、生涯学習の理念に立ち、社会教育の推進と文化的水準の向上に努め、地域コミュニティとふるさと意識の高揚を図ります。

施設面においては、各学校のグラウンド・体育館及び図書室の地域への開放や公民館、各分館の事業をより充実し、「いつでも」・「どこでも」学べる環境づくりを推進します。

## 第4章 施策の展開

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と4つの「計画の目標」の実現に向け取り組んでいきます。

そのために実施する施策を15項目に分類し、全部で65の取組を実施します。

### 施策1 「確かな学力」の定着

《具体的取組》

#### ◆学習指導要領の円滑な実施

平成29年3月に学習指導要領が改訂され、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度に全面実施となります。これまで取り組んできた積み重ねを生かしつつ、趣旨を踏まえた教育活動を展開します。

#### ◆多様化する児童生徒への支援

各校に教員補助員を配置し、生活等の支援を行いながら落ち着いた学びの環境づくりを目指します。

#### ◆外国語教育の充実にともなう指導の強化

引き続き、外国語指導助手を2名配置するとともに、小学校に外国語専科教員を配置し、指導と研修の強化を図ります。

#### ◆小・中の連携による一貫した学力向上の取組推進

児童生徒の交流、教職員間の情報交換や研修を行い、相互の連携を強化し、小中一貫した学力向上の取組を推進します。

#### ◆放課後における学習支援

各学校に教員補助員を配置し、放課後を活用した学習習慣の育成に努め、児童生徒の学力向上に努めます。

### 施策2 人材育成に関する社会の要請への対応

《具体的取組》

#### ◆地元の人材・産業を生かした授業づくり

農業や林業、商工観光など地域の産業を取り入れた学習を通し、人材の育成を図ります。

#### ◆地元の「技の匠」を伝承した授業づくり

郷土芸能や工芸・手芸など地域の人材を積極的に活用した教育活動を実施します。

#### ◆小・中・高の職場体験活動（キャリア教育）の推進

町内の企業や福祉施設、こども園などへの職場体験活動を通し、児童生徒の勤労観・職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し自立していく力を育てます。

### 施策3 一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進

#### 《具体的取組》

##### ◆特別支援教育計画の作成と学校体制の整備支援

各学校で個別の教育支援計画や指導計画を作成し、個々の発達段階に応じた適切な指導に努めます。また、学校への支援を行い、特別支援教育の整備を図ります。

##### ◆特別支援教育コーディネーターの研修

こども園や幼稚園、学校の特別支援教育コーディネーターの研修会を実施し、教員一人一人の資質向上を図るとともに、特別支援教育に対する共通の理解を図ります。

##### ◆特別支援連携協議会の開催

川崎町特別支援連携協議会を開催し、情報の共有及び関係機関との連携強化を図ります。

##### ◆保護者や外部関係機関との密接な連携

該当児童生徒の保護者や町保健師等との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めます。

##### ◆障害のある子供の自立・社会参加に向けた教育の推進

障害のある子供が、将来、地域社会の一員として豊かに生きるために職場体験や福祉施設などの様々な体験活動を推進していきます。

### 施策4 規範意識の涵養と豊かな人間性・社会性の育成

#### 《具体的取組》

##### ◆道徳教育充実のための教材整備

道徳教育に必要な教材の整備を図ります。

##### ◆読書活動の推進

令和2年4月に策定した「川崎町子供読書活動推進計画」に基づき、子ども供の発達段階に応じた読書の普及に努めます。

##### ◆情報モラルの向上を図る授業づくり

発達段階に応じた情報活用のためのルール、セキュリティ等の情報モラル教育を推進します。

##### ◆自らの生き方を主体的に探求する志（こころざし）教育の推進

小・中を通じた組織的・系統的な取組を展開し、様々な自然体験活動や社会体験活動、職場体験活動を取り入れ、一人一人の発達に応じた望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、夢の実現に向けて努力し、社会を力強く生き抜く人を育てます。

#### ◆いじめ・不登校対策の強化

日ごろから丁寧できめ細かな支援に心がけ、早期発見・早期解決に努めます。また、不登校児童生徒については、心のケアハウスや登校支援ネットワーク事業など県の事業を積極的に活用し、カウンセラー等による相談体制のさらなる充実を図ります。

#### ◆青少年赤十字活動の推進

本町では、幼小中学校が青少年赤十字に加盟登録し、「川崎魂を育むかわさき自分づくり教育」を通して豊かな心を育みながら、人のために実践できる子供の育成を目指している。その具現化を図る上で、教科等の指導や実践活動を通して青少年赤十字の実践目標である「健康・安全」，「奉仕」，「国際理解・親善」について、学びを深めていくことを大切にしていきます。

### 施策5 教員の資質向上

#### 《具体的取組》

##### ◆面談等を通じた職員評価の活用

学校現場において、教職員一人一人に面談を行い、個々の状況を把握し、働きやすい環境づくりに努めるとともに、能力を生かせる職場配置など個々を生かす学校運営に努めます。

##### ◆教員の研修会の充実と実践研究の推進

各学校で「学力向上指導員」を積極的に活用するなど、校内研究・校内研修の充実を図ります。

##### ◆教員の学校間交流研修の充実

町内教職員合同による研修会（校長会・教頭会・教務主任会・教科等研修会等）による教職員間の交流を行い、町内学校間のさらなる連携と研修の充実を図ります。

##### ◆初任層教員を対象とした研修の充実

初任5年目までの教員を対象とした授業づくり、学級づくりの研修を年に複数回実施し、指導力の向上を図ります。

### 施策6 社会全体の教育力の向上

#### 《具体的取組》

##### ◆地域で進める子供の健全育成

学校・家庭・地域・行政が一体となって、みんなで子供を守り育てる環境づくりに努めます。

#### ◆放課後児童教室の実施と充実

町内4つの小学校において、小学1年生から6年生までを対象とした放課後児童教室を継続して開設し事業の充実を図ります。

#### ◆人づくりのための事業の推進

すべての事業・活動を実施するに当たって、人づくりを目指した人と人との交流を図る各種事業を展開します。

#### ◆かわさきっ子応援団（学校支援ボランティア）事業の推進

学校を支援するボランティアを募り、地域ぐるみで学校の教育活動を支えていきます。

#### ◆子ども会育成会活動の支援

各 地区子ども会育成会や町子ども会育成会協議会への支援・助言をしながら、共に協力・連携して子供を育てる環境づくりに努めます。

### 施策7 家庭の教育力の向上

#### 《具体的取組》

#### ◆子育てに関する研修の充実

こども園，幼稚園，小中学校における家庭教育学級や各地区PTA，小中高PTA連絡協議会主催による研修会，町健全育成指導協議会主催による研修会など多くの場面で保護者が学べる機会を提供します。

#### ◆子育て支援センターによる相談と支援の充実

わんぱく広場，わくわく広場，ふれあい広場等の親子の遊び場や親のコミュニケーションづくりの場の提供，各種相談事業等の工夫・改善に努めます。

#### ◆町民憲章具現化にかかわる「わが家の子育て宣言」の作成・配布

小中高PTA連絡協議会と連携し，家庭における子育ての10箇条を作成・配布し，家庭の教育力の向上を図ります。

#### ◆家庭教育サポート冊子（学びの応援団心得）の作成・配布

発達段階に応じて，生活習慣・読書習慣・学習習慣を育む家庭での取組を支援するための冊子を継続的に作成し，各家庭に配布します。

### 施策8 幼児期における教育の推進

#### 《具体的取組》

#### ◆幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進

就学前に，子供たちに心豊かに学ぼうとする意欲や健全に生活する態度の育成に努めます

◆「かわさきこども園」の保育・教育内容の充実

職員体制や教育・保育内容の見直し・充実を図り、だれもが安心できるこども園づくりに努めます。

◆本の読み聞かせ、読書の習慣化の推進

絵本を通して親子が絆を深めるためのブックスタート事業を推進し、常に絵本が身近にある環境づくりに努めます。また、こども園や幼稚園・小学校においても本の読み聞かせを積極的に行います。

◆地域との連携による開かれたこども園、富岡幼稚園

地域の人材を活用した様々な活動を取り入れ、地域との連携を図ります。

◆幼・小・中・高及び子育て支援センターとの連携強化

園児と児童生徒との交流や関係機関同士の情報交換を行い、連携を図りながら、社会全体で子供の成長を支えていく取組を推進します。

### 施策 9 質の高い環境の整備

《具体的取組》

◆図書の実充実

学校図書の充実を図り、児童生徒が読書に親しみやすい環境づくりに努めます。

◆教育の情報化への対応

校内の情報化対応の環境整備に努め、電子黒板やタブレット、実物投影機を活用し、分かる授業の推進に努めます。

### 施策 10 教育の機会均等の確保

《具体的取組》

◆学習機会を保障する奨学制度の周知

公益財団法人川崎育英会（奨学金事業等）や県高校教育課で実施している育英奨学資金貸付制度などの情報の収集・提供に努めます。

◆いつでも・だれでも・同じように学べる環境づくり

だれでも同じような教育環境の中で平等に教育が受けられるよう、就学援助制度などによる経済的な支援の充実に努めます。

### 施策 11 環境教育の推進

《具体的取組》

◆川崎の豊かな資源を生かした教育の推進

田植え体験や稲刈り体験、スキー教室など町の豊かな資源を生かした教育を推進します。

◆釜房ダムとその周辺の環境学習を通じた環境保全の推進

町内浄水場や釜房ダムなどを利用した環境学習を通し、子供たちの環境を保全しようとする意欲や態度を育てます。

◆釜房ダムにおける学校同士の交流の推進

環境学習を通して町内4つの小学校との交流を図ります。

**施策12 安全・安心な教育環境の実現**

《具体的取組》

◆防災教育の在り方の検討、推進

幼児・児童生徒が生涯にわたって自然災害に向きあい、共に生きていく力を育むため、園・学校及び各関係機関が連携を図りながら、教育活動全体を通じて、安全教育、安全管理の取組を充実・強化し、子供たちの安全・安心を確保するための推進を図ります。

◆地域における美化活動の推進

地域の美化活動を通して、登下校における児童生徒の安全の確保に努めます。

◆安全マップの再点検・見直し

毎年、各学校において安全マップの再点検・見直しを行い、定期的に安全マップを作成し、子供や保護者、地域住民の安全に対する意識を高めます。

◆地域住民によるスクールボランティアと学校の連携

かわさきっ子応援団（学校支援ボランティア）事業を活用し、スクールボランティアと学校の連携を図ります。

◆安全を確保するスクールバスの充実（平成24年度～）

学校統合に伴う該当地区のスクールバス運行を継続していきます。

**施策13 いつでも・どこでも学べる環境の整備**

《具体的取組》

◆生涯学習体制の整備と充実

町民の多種多様なニーズに応えるため、生涯学習の充実を図ります。

◆余裕教室を活用した高齢者と小・中学生の交流促進

学校の余裕教室を活用し、年代を越えた交流を図ります。

◆地域学習拠点としての社会教育施設の機能促進

地域住民の活動の拠点として、地域分館活動などの充実を図ります。

◆超高齢化社会に対応した健康づくりの推進

高齢者を対象とした健康づくり教室やマラソン大会等を実施し、町民の健康づくりに努めます。

◆学校図書室の地域住民への開放

各学校の図書室を地域住民に開放し、学習の場を提供します。

◆社会教育と学校教育の連携

保護者や地域住民に学校の教育活動の情報を発信し、児童生徒の姿を参観したり共に学習したりできる機会を提供します。

**施策14 生涯にわたる文化、スポーツ活動の推進**

《具体的取組》

◆伝統・文化芸術活動の充実

郷土芸能や文化芸術活動の学習を通して、それらの関心を高め、後継者づくりや発表の場の提供を推進します。

◆国際理解教育の推進

こども園・幼稚園段階からの外国語指導助手との交流により、外国語や外国の文化に触れる機会を提供します。

◆文化財の保護と活用

自然の豊かさや郷土の歴史、文化遺産を学ぶ機会を提供するとともに、指定文化財の管理と整備を行います。

◆ジュニアリーダーの育成

小学生のサマーキャンプ、クリスマス会などの短期的なイベントに限らず、こども園児や幼稚園児、小学生、他市町のジュニアリーダーとの定期的な交流を行うことにより、年間を通してジュニアリーダーとしての自覚と責任を培います。

◆各種スポーツ団体との連携

体育協会をはじめとする町内の各スポーツ団体との連携を深め、スポーツの振興を図ります。

◆関係機関と連携した食育の推進

町栄養士や学校調理場栄養士、養護教諭等の連携を図り、関係機関が連携しながら、食育の推進を図ります。

◆健康な体づくりのための学校保健や食育の充実と体力・運動能力向上の推進

学校教育における保健指導の充実や、朝・業間マラソン、短・長なわ跳び等の実施、「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の確立などを通して、子供の健康な体づくりに努めます。



## 施策 15 教育委員会の機能強化

### 《具体的取組》

#### ◆教育委員会における機能分担の明確化と責任体制の強化

教育委員会の組織体制の見直し，事務の明確化などを行い，業務の円滑化，責任体制を強化します。

#### ◆教育委員会に関する点検・評価の充実

教育委員会に関する学校による評価や有識者による外部評価を実施し，次年度に向けた課題の把握や改善に努めます。

評価結果は、次年度以降の予算や施策に反映させるなど、PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

#### ◆学校教育・社会教育の運営改善

学校教育や社会教育に関する自己評価並びに有識者による外部評価を実施し，事業の見直しや運営の改善に努めます。